公安委員会 <sup>説明資料No.</sup> 1 重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に 関する法律施行規則案等について

平成30年11月1日

国際捜査管理官

- 1 制定する国家公安委員会規則
- (1) 重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律施行規則案
  - ア 法第3条第1項第3号に規定する国家公安委員会規則で定める者を指名手配被疑者とする。(第1条)
  - イ 合衆国連絡部局からの第一次照会に対し、照会を受けた指紋情報が照合システム に記録されている旨の回答をするに当たっては、照合システムに記録されている指 紋情報を添付して、これを行う。(第2条)
- (2) 重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の適正な実施の確保に関する規則案
  - ア 合衆国連絡部局からの第一次照会に対し、照会を受けた指紋情報が照合システム に記録されている旨の回答をした場合において、第二次照会を受けなかったとき は、合衆国連絡部局に対し、当該回答に係る照会の目的について説明を要請する。 (第3条)
  - イ 法第5条の規定による同意をする旨の通知をしようとするときは、当該同意の内 容その他の必要な事項を国家公安委員会に報告する。(第4条)
  - ウ 法第4条第1項の規定により合衆国連絡部局に対し提供された情報に係る者について、当該情報に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合その他これに準ずる場合において、必要かつ相当と認められるときは、その旨を合衆国連絡部局に通報する。(第5条)
  - エ 協定に基づく措置に係る情報の漏えい等の防止その他これらの情報の適切な管理 のために、必要な措置を講ずる。(第6条)
  - オ 国家公安委員会に対し、少なくとも毎年一回、次の事項を報告する。(第7条)
    - ① 合衆国連絡部局からの第一次照会に対し適合する指紋情報がある旨の回答をした件数
    - ② 合衆国連絡部局からの第一次照会に対し、適合する指紋情報がある旨の回答をした場合において、第二次照会を受けなかった場合の合衆国連絡部局に対する説明要請の件数
    - ③ 合衆国連絡部局からの第二次照会の件数
    - ④ 協定第7条に基づく情報の利用結果の通報要請の件数

また、国家公安委員会から、法の施行その他協定の実施に関する事項について報告を求められたときは、速やかに、当該事項を報告する。

## 2 意見公募手続の結果

平成30年8月6日から同年9月4日までの30日間、1(1)の規則案を公示し、広く意見を募集したところ、特段の反対はない旨の意見が1件寄せられた。

## 3 施行期日

法の施行の日(協定の効力発生の日)

## 公 安 委 員 会 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法 平成30年11月1日 組織犯罪対策企画課 説明資料No. 2 の一部を改正する法律案について 外 事 課

1 法律案の概要

人材の確保が困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を 図るべき産業上の分野において外国人材を受入れ

- (1) 新たな外国人材の受入れのための在留資格の新設
  - ア 相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する ことができる在留資格「特定技能1号」を新設
  - イ 熟練した技能を要する業務に従事することができる在留資格「特定 技能2号」を新設
- (2) 新たな外国人材の受入れ等に関する主な手続
  - ア 政府は、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、 当該制度の運用に関する基本方針を策定し、公表
  - イ 法務大臣は、アの基本方針にのっとり、関係行政機関の長等と共同 して、分野別に特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針 (分野別運用方針)を策定し、公表
  - ウ 特定産業分野を所管する関係行政機関の長は、特定産業分野において必要とされる人材が確保されたと認めるときは、法務大臣に対して、一時的に在留資格認定証明書の交付の停止を要請
- (3) 新たな外国人材の受入れに関するその他の規定
  - ア 法務省の外局として出入国在留管理庁を設置
  - イ 出入国在留管理庁等と関係行政機関との連絡・協力に関する規定の 整備
- 2 法律案における国家公安委員会等の関与
- (1) 分野別運用方針の策定

法務大臣は、特定産業分野を所管する関係行政機関の長、国家公安委員会、外務大臣及び厚生労働大臣と共同して、産業上の分野別に、人材不足の状況、求められる人材の基準等制度の運用に関する方針(分野別運用方針)を策定

(2) 新たな在留資格の創設に係る法務省令の協議

法務大臣は、具体的な受入れ分野、特定技能外国人が締結する雇用契約の基準等に関する法務省令を定めようとするときは、事前に関係行政機関の長と協議

(3) 登録支援機関等からの暴力団排除

出入国在留管理庁の登録を受けて特定技能第1号外国人の支援を行う 登録支援機関等から、暴力団を排除

(4) 出入国在留管理庁等との情報交換

出入国在留管理庁等は、出入国及び在留の管理等の遂行に当たり、関係行政機関との情報交換により、緊密に連絡・協力

3 施行期日

平成31年4月1日

(基本方針及び分野別運用方針の策定、公表等については公布の日)